地方公会計の活用のあり方

平成28年5月27日 京都府精華町総務部財政課

地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針(平成18年8月31日総務事務次官通知)

第3 地方公会計改革(地方の資産・債務管理改革)

地方公共団体における公会計改革及び資産・債務改革については、行政改革推進法及び「基本方針2006」を踏まえ、各団体において、以下の項目について取り組みを行うこと。

1 公会計の整備

地方公共団体の公会計の整備については、新地方行革指針等に基づき、バランスシート及び行政コスト計算書の活用等を一層進めるとともに、公営企業や第三セクター等を含めた連結バランスシートの作成・公表に積極的に取り組むよう要請してきたところであるが、行政改革推進法第62条第2項においては、「政府は、地方公共団体に対し、(中略)企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備に関し必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする」と規定され、また、「基本方針2006」においては、「資産・債務の管理に必要な公会計制度の整備について、地方においては、国の財務書類に準拠した公会計モデルの導入に向けて、団体規模に応じ、従来型モデルも活用しつつ、計画的に整備を進める」こととされている。

以上を踏まえ、各地方公共団体においては、「新地方公会計制度研究会報告書」が示すように、原則として国の作成基準に準拠し、 発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準形とし、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースで、「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」又は「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」を活用して、公会計の整備の推進に取り組むこと。その際、取り組みが進んでいる団体、都道府県、人口3万人以上の都市は、3年後までに、取り組みが進んでいない団体、町村、人口3万人未満の都市は、5年後までに、4表の整備又は4表作成に必要な情報の開示に取り組むこと。

なお、現在「新地方公会計制度実務研究会」を設置し、「新地方公会計制度研究会報告書」で示されたモデルの実証的検証及び資産 評価方法等の諸課題について検討した上で、財務書類の作成や資産評価に関する実務的な指針について、別途通知する予定であるので 留意すること。

2 資産・債務管理

地方公共団体の資産・債務管理については、各団体において債務圧縮や財源確保を図るため、未利用財産の売却促進等に取り組んでいるところであるが、簡素で効率的な政府を実現し、債務の増大を圧縮する観点から、地方も国と同様に資産債務改革に一層積極的に取り組むことが必要である。行政改革推進法第62条第1項においては、地方公共団体においても国の資産・債務管理に関する規定の趣旨を踏まえ、その地域の実情に応じ、資産・債務の実態把握や管理体制の状況を確認するとともに、資産・債務改革の方向性と具体的な施策を策定することとされている。

国においては、国有財産の売却等により国の資産(道路、河川等の公共用財産等を除く。)の圧縮を図るとともに、民間の知見を積極的に活用しつつ、資産・債務の管理の在り方を見直すとされており、上記の改革の具体的内容、手順及び実施時期を平成18年度中に策定、公表することとされている。

以上を踏まえ、各地方公共団体においては、財務書類の作成・活用等を通じて資産・債務に関する情報開示と適正な管理を一層進め <u>るとともに、国の資産・債務改革も参考にしつつ、未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と</u> 具体的な施策を3年以内に策定すること。

出所:総務省ホームページ

地方公共団体の資産・債務改革推進の枠組み

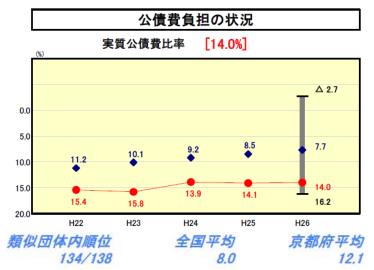
◎ 19年度に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律の公布」及び「公会計整備にかかる実務研究会報告書の公表」を行い、資産・債務改革の前提となる地方公共団体の資産・債務の実態把握を促進し、具体的施策の策定が進展する枠組みを整備

TO ALLEY CITY				
	19年度		20年度	21年度
地方の資産	・債務改革 地方公共団体が資産・ て把握できる法制度を 価の手法を提示	4指標算定、公会計整備 を通じて資産債務の実態 の詳細な把握が加速	基本方針・具体 的な施策の策定	
地方公共団体の 財政の健全化に 関する法律 H19.6 公布	・ストック指標である将来負担比率は、地方公社、3セクの債務まで含めた一般会計等の負担を算出 ・宅地造成事業及び土地開発公社の販売用土地の時価評価実施 ・3セクの損失補償債務について、経営状況等を勘案して実質負担を算定 ・退職手当の支給見込額のうち一般会計等の負担見込額を将来負担に計上	総 総 説明会の開始 説明会の開始	・指標の公表に係る規定の施行(4月) 19年度決算に基づく指標の公表(秋)	・計画策定義務等に 係る規定の施行 ・20年度決算に基づ く指標の公表(秋) ・計画策定義務に該 当する団体は「財政 健全化計画」、「財政 再生計画」を策定
新地方公会計制 度実務研究会報 告書の公表 H19.10 自治財政局長通知	・公営企業会計、一部事務組合、3セク及び公社までを連結対象とした財務 4表の作成を要請 ・固定資産について、原則、公正価値評価(時価評価)を行いB/Sに計上 ・売却可能資産を区分表示	開催表	財務4表作成上の 課題解決・活用方策 等に関する研究会 早期の財務4 (健全化法の施行にあ	

出所:総務省ホームページ

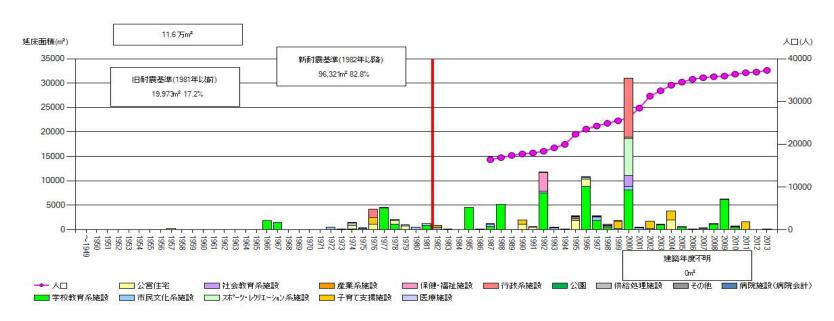
精華町の財政状況

	標準財政規模	債務残高 (一般会計)	債務残高 (下水道)	基金 残高
平成16年度	65.3億円	318.1億円	102.8億円	58.3億円
		1		
平成22年度	76.1億円	219.9億円	108.6億円	35.2億円
平成23年度	76.7億円	210.8億円	107.8億円	31.6億円
平成24年度	77.4億円	201.6億円	105.5億円	29.9億円
平成25年度	78.8億円	191.3億円	103.5億円	28.6億円
平成26年度	78.3億円	183.8億円	102.6億円	32.5億円





公共施設等の整備状況



道路延長

1980年 164km 1990年 165km 2000年 231km 2010年 245km 関西文化学術研究都市の開発に伴い、 平成に入って以降、急速な人口増加と基盤 整備が進められてきた

財政運営上の課題

- 〇人口増加に比例して扶助費の急激な増加
- ○多額の債務残高とその返済 補償金免除繰上償還を実施、ただし減債基金を全投入した
- 〇旧耐震建物の早期解決(全体的に資産が新しいが古いものは古い)
- ○新しいとはいっても集中して整備した公共施設等の修繕第一波 台帳がないために修繕計画が立てられない(事後対応) 財政計画策定に反映ができない 更新・修繕と債務償還計画との整合
- ○資産の整理と活用 資産は持っているだけでコストが発生するためスリム化
- 〇正確な行政コストの把握

未利用地の売却実績

貸借対照表				
資産	負債			
(売却可能資産)	純資産			

年度	売却可能資産計上額	売却実績	売却原価	除売却損益	単位:百万円
平成20年度	773	17	24	Δ7	
平成21年度	753	9	19	Δ10	
平成22年度	734	16	12	4	
平成23年度	702	24	27	Δ3	
平成24年度	751	138	15	123	
平成25年度	179	5	0	5	
平成26年度	186	14	10	4	

公共施設の統廃合

平成23年度 保育所の統廃合

平成24年度 町立浴場の廃止

公営企業等の廃止・民営化

平成17年度 診療所事業の廃止(診療所特会の廃止)

平成18年度~ 病院事業指定管理者制度の導入(以後、運営費支出はゼロ)

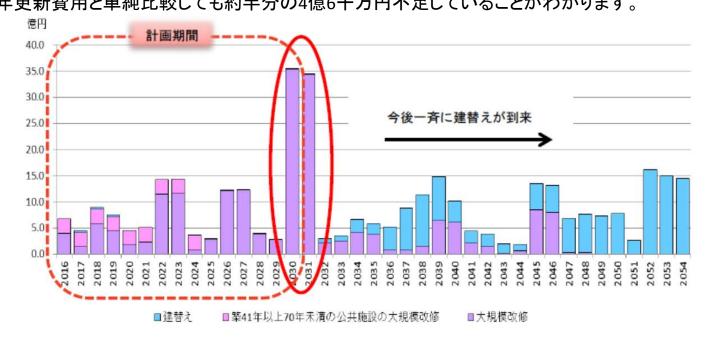
平成26年度末 介護サービス事業の廃止(介護サービス事業特会の廃止)

平成27年度末 簡易水道事業の上水道事業への統合(簡易水道特会の廃止)

精華町公共施設等総合管理計画から抜粋①

公共施設等に係る中長期的な経費の見込み

公共施設等に係る経費の見込みの推計は、固定資産台帳を整備することができれば、老朽化度合いを減価償却累計額(残存価値)によって公共施設等の現物の実態に即して算定することができます。しかし、並行して固定資産台帳整備を進めている現状から、計画初期段階では、一定の合理性が認められる「公共施設更新費用試算ソフト」を用いて推計を行いました。本町が現在保有する公共施設にかかる建替え・大規模改修費用について、上記推計条件を基に積み上げると、計画期間内の平成28年度(西暦2016年度)から平成42年度(西暦2030年度)までの更新費用総額は138億6千万円(大規模改修:137億6千万円、建替え:1億円)、年平均では9億2千万円(大規模改修9億1千万円、建替え:1千万円)が必要と試算されます。本町の直近10年間における公共施設に係る投資的経費の平均は、年間約4億6千万円であることから、試算に基づく年更新費用と単純比較しても約半分の4億6千万円不足していることがわかります。

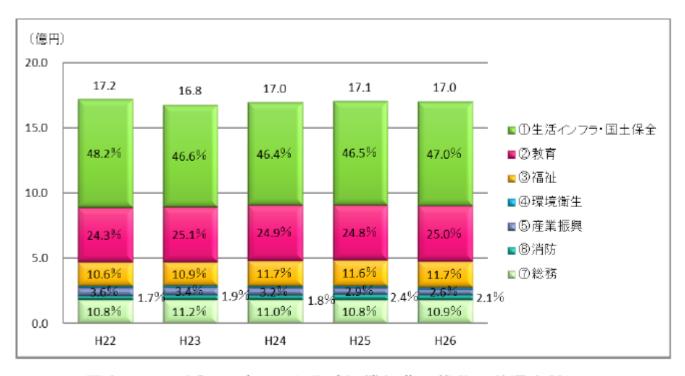


精華町公共施設等総合管理計画から抜粋②

減価償却費からみる更新費用推計

図表21は、改訂モデルによる減価償却費の推移を示しています。減価償却費全体では、平均約17億円で推移していますが、道路や橋りょうのインフラ資産がその多くを占める①生活インフラ・国土保全を除くと、約9億円が平均値となります。これは、図表17で示した計画期間内における公共施設の更新費用推計の年平均額9億2千万円と同程度の金額になります。

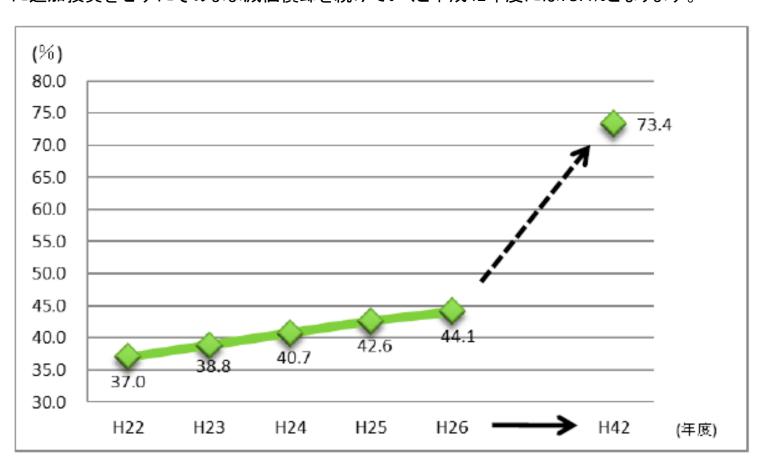
改訂モデルによる値ですが、減価償却費相当分を内部留保していけば将来の更新費用の備えになるという ことが、将来の更新費用推計値と比較して、概ねそのとおりであることが伺えます。



図表21 改訂モデルによる減価償却費の推移(普通会計)

資産老朽化比率の推計

改訂モデルによる比率ですが、毎年度約2.0%程度資産が老朽化しています。今後、現有施設に追加投資をせずにそのまま減価償却を続けていくと平成42年度には73.4%となります。



平成25年度財務書類 近畿自治体比較分析(普通会計)

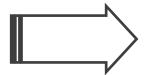
項目	精華 町	同規模 団体平 均	兵庫県A 町	兵庫県B 町	奈良県C 町	近隣団 体平均	京都府D 市	京都府E 市	京都府F 市
人口(人)	37,318	_	31,870	34,748	32,823	_	73,172	72,359	191,267
社会資本形成の 過去及び現世代 負担比率	77.9%	94.2%	101.1%	100.6%	80.8%	77.0%	75.4%	78.9%	76.8%
社会資本形成の 将来世代負担比 率	24.4%	18.9%	15.6%	15.8%	25.4%	27.5%	28.7%	29.7%	24.1%
歳入総額対資産 比率(年)	6.74	5.18	5.40	5.76	4.40	3.90	3.41	4.97	3.32
資産老朽化比率	42.6%	50.3%	45.8%	54.0%	51.1%	49.4%	54.3%	_	44.5%
受益者負担比率	4.8%	4.0%	3.9%	3.5%	4.5%	5.3%	3.7%	7.0%	5.0%
行政コスト対公共 資産比率	13.9%	18.3%	18.3%	16.3%	20.4%	23.4%	24.8%	18.1%	27.3%
行政コスト対税収 等比率	104.2 %	102.2%	108.0%	101.4%	97.3%	97.7%	93.8%	101.0%	98.3%
住民一人当たり資 産(千円)	2,095	1,692	1,729	1,818	1,530	1,392	1,254	1,868	1,053
住民一人当たり負 債(千円)	551	331	287	282	425	413	394	554	292
住民一人当たり純 経常行政コスト(千 円)	262	252	251	240	266	270	272	281	257

更新推計を精緻化(インフラ資産)

統一的な基準による地方公会計マニュアル

35段落 ただし、例外として、開始時においては、道路、河川及び水路について、1区間単位の価格算定が困難な場合に限り、会計年度単位に供用開始等した合計数量(延長キロ等)をもって、記載する「1単位」とすることも妨げないとします。しかしながら、例えば道路については、管理は会計年度単位よりは路線単位等で行われることが想定されますので、開始後については、新規整備や更新など一定のタイミングで路線単位等の管理とすることとし、精緻化を図ることが望まれます。

開発区域	面積	人口	世帯数	道路延長
精華町全域	25.68km [*]	約37,500人	約14,500世帯	約250km
昭和63年 桜が丘	:地区 82.9ha	約5,500人	約2,000世帯	約18km(7.2%)
平成 4年 光台地	,区 202.5ha	約8,000人	約3,000世帯	約30km(12.0%)
平成12年 精華台	·地区 157.8ha	約7,000人	約2,200世帯	約21km(8.4%)



開発行為による公共施設(特にインフラ資産)が市町村に帰属(無償取得)し、その後の維持・更新計画を見積もるには捨象できないウェイトを占めている。

更新推計の精緻化(インフラ資産)

統一的な基準による地方公会計マニュアル

6段落 さらに、固定資産台帳は、総務省が策定を要請している「公共施設等総合管理計画」に関連して、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに活用することも考えられます。

66段落 有形固定資産(事業用資産、インフラ資産及び物品)のうち、適正な対価を支払わずに取得したものについては、原則として再調達原価とします。ただし、無償で移管を受けた道路、河川、及び水路の敷地については、原則として備忘価格1円とします。

(道路台帳を元に整備した固定資産台帳データ(一部抜粋))

路線 _番号	路線名	無償移管 フラグ	延長 (m)	供用開始 年月日	取得 年度	減価償却 開始年度	取得原価	経過 年数	減価償却 累計額
0001	〇〇線		4244.2	1984/3/31	1983	1984	441,054,234	32	282,274,710
0002 <	◇◇線		828.3	1984/3/31	1983	1984	84,137,806	32	49,546,114
0006	××線		1607.2	1984/3/31	1983	1984	143,633,529	32	66,122,844
8000	▽▽線		961.5	1984/3/31	1983	1984	95,171,178	32	54,211,938

更新推計の精緻化(建物附属設備)

統一的な基準による地方公会計マニュアル

36段落 また、開始時簿価の算定のための減価償却計算は、建物本体と附属設備の耐用年数が異なるような物件であっても、一体と見なして建物本体の耐用年数を適用して減価償却計算を行うことができることとします。ただし、開始後に取得するものについては、原則に従い建物本体と附属設備を分けて固定資産台帳に記載することとします。なお、開始時に建物本体と附属設備を一体として固定資産台帳に記載したものであっても、更新など一定のタイミングで分けて記載し、精緻化を図ることが望まれます。

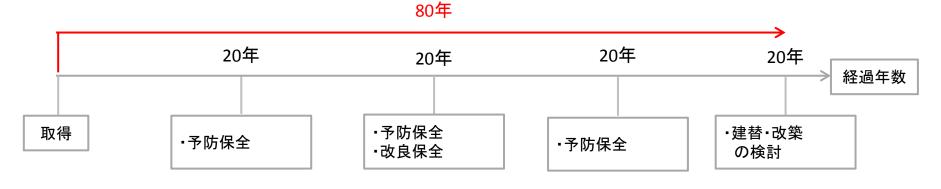
施設	整備 年度	取得価額 上段:一体評価 下段:設備分解	耐用 年数	資産老朽化 比率	残存価額/減価償却累計額
役場庁舎 •図書館	H12	約68.7億円	50年	30%	残存価額48.1億円/ 減価償却累計額20.6億円
		建物71%(48.8億円) 設備29%(19.9億円)	資産の 単位別	建物32% 設備90%	残存価額33.2億円/ 減価償却累計15.6億円 残存価額2.0億円/
体育館・コミュニティ	H12	約23.4億円	47年	32%	減価償却累計17.9億円 残存価額15.9億円/ 減価償却累計額7.5億円
複合施設		建物64%(15.0億円) 設備36%(8.4億円)	資産の 単位別	建物36% 設備91%	残存価額9.6億円/ 減価償却累計5.4億円 残存価額0.8億円/ 減価償却累計7.6億円

更新推計の精緻化(目標耐用年数)

統一的な基準による地方公会計マニュアル

41段落 また、既存の償却資産に対して行った資本的支出については、その支出金額を固有の取得価額として、既存の償却資産と種類及び耐用年数を同じくする別個の資産を新規に取得したものとして、その種類と耐用年数に応じて減価償却を行っていくこととします。

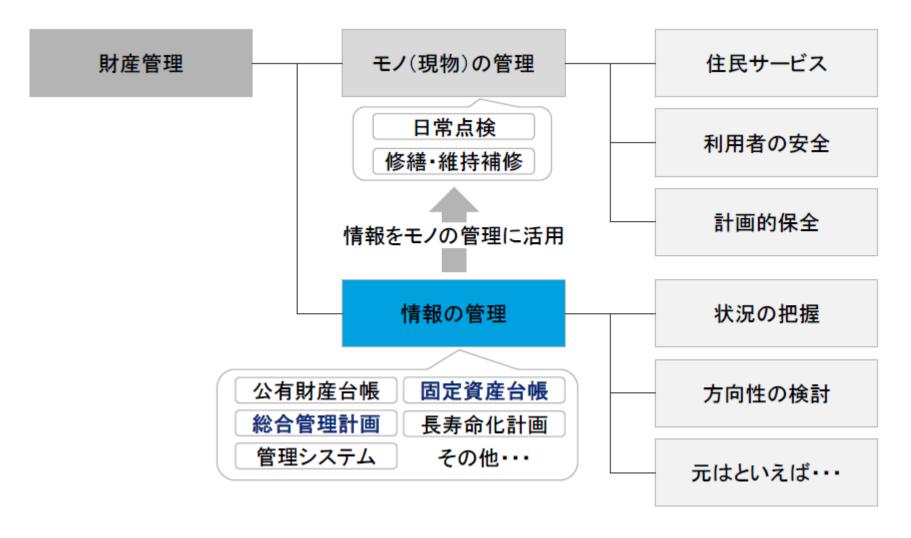
49段落 また、建物等の改築や更新等を実施した場合であって、資本的支出に該当する場合は、41段落のとおり、その支出金額を固有の取得価額として、既存の償却資産と種類及び耐用年数を同じくする別個の資産を新規に取得したものとして、その種類と耐用年数に応じて減価償却を行うこととしていますが、このような資産の長寿命化対策と耐用年数との関係については、今後の検討課題とします。



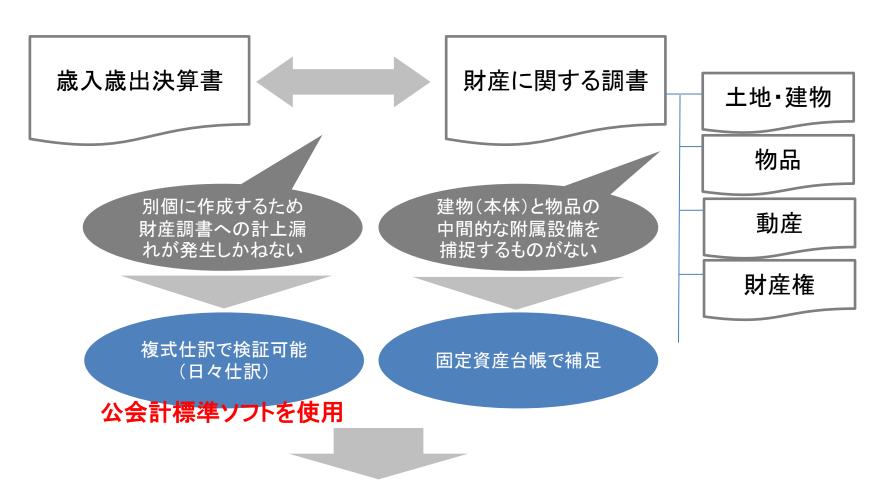


法定耐用年数と目標耐用年数の設定によるマネジメントは、今後の実務的課題として取り組む予定。

そもそも何をしたかったか



正確な台帳維持のために(日々仕訳の選択)



各職員が仕訳し台帳を管理することで与えられる情報でなく活用する情報 予算要求・予算反映へと実務的に繋げる

予算編成への活用

■予算要求時における資産に関する管理方法

耐用年数が到来した資産を固定資産台帳からし抽出し、資産所管課において資産の取替・修繕・廃棄の要否について検討できるようにチェックリストを作成し、取替・修繕が必要な場合には予算要求に反映する仕組みづくり

固定資産棚卸対象の抽出 (財政課) 固定資産の棚卸、老朽化の判定、予算要求 (各担当課)



固定資産台帳の更新、 予算への反映 (財政課)

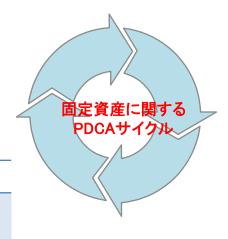
■予算要求と予算反映へのローリング

平成28年度予算編成方針の重点事項に明記

- 〇公共施設の整備(建設)と更新問題への対応
- ○新公会計制度への対応

維持補修費の当初予算比較

H27 37百万円 H28 76百万円 +97.7%





予算要求と予算反映の確実な仕組づくり 実効性ある予算反映の確実な財源づくり

予算要求特別枠の創設検討 公共施設保全基金創設検討

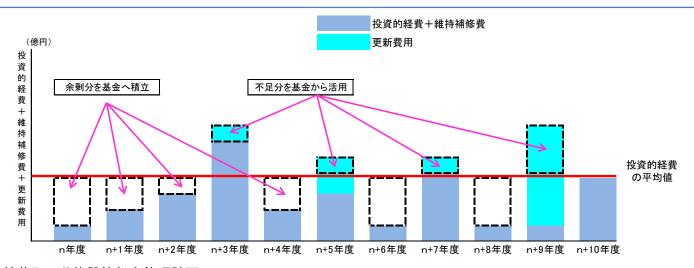
予算化の財源担保

■ 地方自治法 § 241①に基づき、公共施設等の整備及び保全に要する資金を積み立てるために、公共施設等整備保全基金を設置する予定。修繕引当金の性格を兼ねたものとする。将来にわたる継続した更新費用に備えるためには、現状規模の投資的経費だけでは不足することが予想されることから、中長期的な視点で、公共施設等の将来更新費用に係る財源の確保を図るため、公共施設等保全基金(仮称)の造成を検討し、年度間の財源不均衡を調整することにより、財政負担の平準化へつなげるものである。

基金創設の基本的な考え方

公共施設、インフラ施設に係る投資的経費及び維持管理費の一般財源ベースの年平均実績額は約3億8千万円と算出され、 今後も同程度の投資的経費、維持管理費用は継続するものと考えられる。しかし、毎年度の投資的経費の金額は、実際には 年度ごとにばらつきがある。そこで、これまでの年平均約3億8千万円をひとつの目安として毎年度確保していくことを想定し、 投資的経費がこの平均値以下となる年度には、その差額を将来の更新費用のために基金へ積み立てていくこととする。この 基金積み立ては、年度ごとに多寡が生じるが、将来の更新費用財源として確保したい一般財源ベースの約7千5百万円を目標 とする。

また、毎年更新費用の備えを必要としながらも、更新投資を行う年度もあるため、更新投資については積み立てた基金を活用し、年度間の不均衡を調整しながら、中長期的に更新費用財源の約7千5百万円を確保していく方針とする。



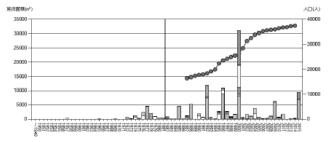
まちの羅針盤

今まで、どの時期にどんな施設が建設されてきたの???

平成 12 年度 (西暦 2000 年度) に、 役場庁舎などの施設整備が集中しています。



公共施設の年度別整備延床面積



平成 12 年度(西暦 2000 年度) に、役場庁舎・図書館の新規建替、社会教育施設である「むくのきセンター」 の建設などがされてきました。

また、精華町は、学研地区のまちびらきにあわせて昭和後期から平成初期にかけて、学校教育施設が建設されています。 役場庁舎や学校など、多くの施設は建設されてから 15 年以上経過しているため、毎年施設の維持管理費用や修繕費用が発生しています。 今後も施設の管理にあたり、これらの経費は一定発生することが予測されます。

これからの公共施設管理に必要なことは???

公共施設は保有していること自体で、 光熱水費や施設の点検費用などが発生します。



今後の施設の維持管理費用の 節減や、建物を長持ちさせるた めの手だてが必要です。

施設には寿命があるため、 いずれ建替え費用が発生します。

精華町では・・・

- 平成26・27年度に消防庁舎と精華中学校の建替えを実施しました。
- 平成27年度からは、地域福祉センター「かしのき苑」の長寿命化工事に着手しました。
- 道路照明や防犯灯を、既存のタイプよりも寿命が長く電気代も安いLEDタイプへの切り替えを順次行っています。
- 町内の道路および橋りょうの点検を順次行い、問題箇所の早期発見に努めています。
- 平成28年度からは、役場庁舎の長寿命化と利活用の検討を進めます。

このように、今後も、公共施設等総合管理計画に沿って、公共施設の計画的な維持管理や更新に努めていきます。

まちの羅針盤

これからの公共施設管理について

現在、国や全国の自治体では、インフラも含めた公共施設等 の老朽化対策が大きな課題となっています。厳しい財政状況 が続く中で、維持管理費用や将来の更新費用を簡単には賄え ないためです。維持管理費用や更新費用の財政負担を軽減・ 平準化するためには、公共施設等の全体を把握し、長期的な視 点で計画的な更新・長寿命化を図るマネジメントが必要となり ます。さらに、公共施設等のマネジメントを進める上で、資産 情報の把握が不可欠です。

これらを踏まえて、精華町においても、保有資産の把握を行い、今後の公共施設の管理を計画的に行うために、「公共施設 等総合管理計画」を策定しました。詳細については、ホームページに掲載していますが、このページでは精華町の公共施設に ついて、一部ご紹介します。



精華町にはどんな公共施設があるの???

公共施設のうち、約半数の 49.5%が学校施設です



n

5

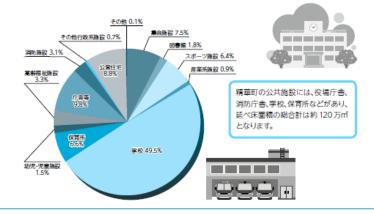
0

設

理

เก

公共施設の延べ床面積比較(種類別)



平成28年度 まちの羅針盤

2

22

まちの羅針盤 平成28年度

まちの家計簿

行政コスト計算書

平成26年度決算のあらまし

行政コスト計算書とは、民間企業会計の損益計算書にあたるもので、福 祉サービスやごみ収集のように、行政サービスを行うために、1年間にどこ にどれだけの費用がかかっているのか、使用料や手数料などの収益はどのく らいあるのかを見る財務書類です。



P19 で説明した貸借対照表が資産の増減に着目してストック情報を把握して いたのに対して、この計算書は資産の増減を伴わない費用と収益を把握します。

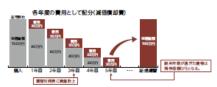
①経常行政コスト	106億1千万円
1年間の行政活動のうち、資産形成に結びつかない経常的な行政活動にかかる船	費。
1. 人にかかるコスト	22億6千万円
人件費	20億9千万円
退職手当引当金繰入金	4千万円
賞与引当金繰入金	1億3千万円
2. 物にかかるコスト	37 億円
物件費・維持補修費	20 億円
減価償却費	17 億円
3. 移転支出的なコスト	43 億 2 千万円
社会保障給付	22億1千万円
補助金等	6億1千万円
他会計への支出額等	15 億円
4. その他のコスト(地方債の利子など)	3億3千万円
②経常収益	4億1千万円
行政サービスの利用で町民が負担する使用料、手数料など。	
③純経常行政コスト (①-②)	102 億円

減価償却費について・・・

減価償却費とは、建物や道路などの資産は、取得時に一時の費用とはせず、その使用可能期間に渡って費用配分し たものです。例えば、図のとおり、100万円で購入したものの耐用年数が5年とします。この時、1年間で減少する価 値は、100万円÷5年=20万円で、こ

れを減価償却費として毎年行政コスト計 算書に計上します。減価償却を行うこと で、3年目には例えばすり減った部分を 控除した残りの部分(40万円)が貸借対 照表に記載されることとなります。

各資産ごとの減価償却費をみること で、今後の施設の老朽化度、維持管理、 更新費用、更新時期の把握など公共施 設マネジメントを進める上での基礎情報 になります。



行政コスト計算書からみる分析指標

住民一人あたり行政コスト

平成 26 年度: 27 万円 (平成 25 年度: 26 万円)

行政コスト計算書の純経常行政コストを住民一人当た りに置き換えることで、地方公共団体の経常的な行政 活動の効率性がわかります。平均値は20~90万円で、 前年度と比べても変化はなく、一定水準で行政サービ スを提供していることがわかります。

受益者負担比率

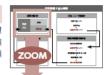
平成 26 年度: 3.8% (平成 25 年度: 4.8%)

行政コスト計算書における経常収益は、いわゆる使用料 や手数料といった受益者の負担金額であるため、経常収 益の行政コストに対する割合を算定することで、行政サー ビスを利用する人が負担している割合がわかります。残り の割合分は、主に税金等で賄われています。この比率の 平均的な値は2~8%なので、本町の比率も平均的数値

※各分析指標の算定式は巻末に掲載しています。

貸借対照表

貸借対照表とは、精華町が住民サービスを提供するためにどれだけ資 産を保有しているか、その資産がどのような財源で賄われているかを対照 表示した財務書類です。左側の資産合計額と右側の負債・純資産合計額 の左右が一致することから、「パランスシート」とも呼ばれます。



どのような資産を持っているのか?

資産をどうやって調達したか?

*		*	
資 産 (現在保有し	ている財産)	負 債(将来世代	の負担)
1. 公共資産	736 億 2 千万円	1. 固定負債	178億6千万円
①土地	299億6千万円	・地方債	131億3千万円
②建物	777億3千万円	・長期未払金	28億4千万円
③減価償却累計額	△342億6千万円	・退職手当引当金	18 億 9 千万円
有形固定資産(①+②+③)	734億3千万円		
 売却可能資産 	1億9千万円	2. 流動負債	18億3千万円
		·翌年度償還予定地方債	12億9千万円
2. 投資等	34億1千万円	· 未払金	4億1千万円
・出資金、基金等	34億1千万円	・賞与引当金	1億3千万円
		負債合計 (1+2)	196 億 9 千万円
3. 流動資産	11億2千万円		
 現金預金 	10億8千万円	純資産(現在までの世代が負	担)
(うち、歳計現金)	(2億円)	· 国 · 府補助金等	651億2千万円
・未収金	4千万円	・翌年度以降自由に使える財源	△ 66 億 6 千万円
		純資産合計	584億6千万円
資産合計	781億5千万円	負債・純資産合計	781億5千万円

貸借対照表からみる分析指標

住民一人あたり資産、負債

貸借対照表を住民一人あたりにすると、 下のようになります。※平成27年3月 31日時点人口 37,489人

Fore stell	53万円
【資産】	[純資産]
208万円	155 万円

資産老朽化比率

平成 26 年度: 44.1% (平成 25 年度: 42.6%)

平成 26 年度の比率は 44.1%で、前年度と比べて比率が上昇したた め、精華町全体の資産をみると、徐々に老朽化していることがわか ります。この対策の一つとして、平成26・27年度の2か年で消防 庁舎、精華中学校の建替え工事を行ってます。

社会資本形成の世代間負担比率

平成 26 年度: 社会資本負担比率 (過去・現世代) 79.4% (平成 25 年度 77.9%)

社会資本負担比率 (将来世代) 24.0% (平成 25 年度 24.7%)

貸借対照表の公共資産合計額は、住民サービスを提供するために保 有している資産ですが、この資産をこれまでの世代の負担でまかなっ てきたのか、将来の世代に負担していただかなければならないかの 割合をみることができます。

※各分析指標の算定式は巻末に掲載しています。

平成26年度 まちの家計簿

表 貸

借 対

表